平成２９年（再イ）第５９号
兵庫県川西市花屋敷１丁目９番24号305
再生債務者　矢野　貴大
１　決議に付する再生計画案　平成30年１月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月９日まで
平成30年１月19日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２９年（再イ）第８４号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番１―301
再生債務者　奥間　智也
１　決議に付する再生計画案　平成30年１月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月９日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月９日まで
平成30年１月19日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再イ）第１０号
鹿児島県鹿屋市古前城町３番１号
再生債務者　福元　俊幸
１　決議に付する再生計画案　平成30年１月18日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月15日まで
平成30年１月18日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

平成２９年（再イ）第２７号
宮崎市田野町乙9321番地５
再生債務者　佐藤　智子
１　決議に付する再生計画案　平成29年12月15日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月16日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月16日まで
平成30年１月19日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２９年（再イ）第９号
群馬県桐生市境野町６丁目469番地の１
再生債務者　小島　絵美
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成30年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成30年１月19日　前橋地方裁判所桐生支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第２０００号
東京都板橋区赤塚４―33―28―205
再生債務者　清水　義之
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成20年７月４日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年１月18日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第４０号
静岡県富士市北松野169番地の77
再生債務者　杉本　　優
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年１月19日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２９年（再イ）第６１号
広島市西区楠木町３丁目12番９―501号
再生債務者　川田　康行
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年１月19日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第７０号
大阪市東成区深江南３丁目３番24号
再生債務者　吉田　憲司
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月15日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月20日から平成30年３月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１０号
東京都府中市栄町３丁目11番地の13府中武蔵野ハイライズ606
再生債務者　佐野　雅代
１　決定年月日時　平成30年１月19日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月16日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月２日から平成30年３月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第３号
盛岡市西松園４丁目32番４号
再生債務者　赤沢　沙織
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年12月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年２月８日まで
平成30年１月18日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（再ロ）第２号
山形県村山市大字櫛山1310番地18
再生債務者　阿部　光一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年２月９日まで
平成30年１月19日　　山形地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第５９号
大阪府八尾市曙川東８丁目69番地の５
再生債務者　高島祥朗こと　康　　祥朗
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年２月15日まで
平成30年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始中更正

平成２９年（再ロ）第１０号
沖縄県那覇市字安里404番地６（前住所沖縄県糸満市字糸満1622番地の５　Ａ　シーサイド花結204）
再生債務者　宮城　高房
１　主文　当裁判所が平成29年12月７日午後５時になした給与所得者等再生による再生手続開始決定中、再生債務者の住所につき「沖縄県糸満市字糸満1622番地の５　Ａ　シーサイド花結204」とあるのを「沖縄県那覇市字安里404番地６（前住所沖縄県糸満市字糸満1622番地の５　Ａ　シーサイド花結204）」と更正する。
２　決定年月日　平成30年１月11日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第８号
千葉県柏市篠籠田1482番地１　プレミアムフォレスト柏909号
再生債務者　桜井信行こと　櫻井　信行（旧姓石山）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月17日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（再ロ）第３号
新潟県新発田市住吉町４丁目16番６号
再生債務者　五十嵐伸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月18日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（再ロ）第４７号
大阪府大阪市東成区中道４丁目14番３号　営業所所在地　大阪市天王寺区玉造元町15―12
再生債務者　ヒカリジャポンオーガニックこと　二井昌之こと　朴　　昌行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年１月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月17日
大阪地方裁判所第６民事部